

# 監察医制度の概要について

## 1 監察医制度の概要

### ① 監察医制度の目的

- 監察制度は、死因不明の死体を検案又は解剖して死因を明らかにすることにより、公衆衛生の向上等に資することを目的とする制度である。（犯罪捜査を目的とした制度ではない。）

### ② 監察医の業務内容

- 監察医は、死体解剖保存法に基づき、死因の明らかでない死体について、以下の業務を行う。
  - ア 死体の検案を行うこと
  - イ 検案によっても死因の判明しない場合に解剖を行うこと（遺族の同意は不要）

### ③ 監察医を置くべき地域

- 東京23区内、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市（設置主体は都府県であり、自治事務）

### ④ 監察医による検案・解剖の対象

- 法律上、伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因が明らかでない死体が検案・解剖の対象。

## 2 監察医制度創設の経緯

- 監察医制度は、飢餓、栄養失調、伝染病等により死亡が続出していた終戦直後において、これらの死因が適切に把握されず対策にも科学性が欠けてため、公衆衛生の向上を目的として、連合軍総司令部（GHQ）が、国内の主要都市に監察医を置くことを日本政府に命令したことにより、昭和22年に創設された。

注：制度発足当初は、福岡市及び京都市にも置かれていた。

# 病理医数等について

※ 日本病理学会調べ(平成19年5月1日現在)より

都道府県	専門医数	病理専門医 研修施設数
北海道	92	40
青森	17	6
岩手	21	6
宮城	32	12
秋田	20	8
山形	20	6
福島	26	10
茨城	24	11
栃木	24	8
群馬	31	10
埼玉	67	19
千葉	63	27
東京	350	83
神奈川	116	36
新潟	30	9
富山	24	10
石川	35	6
福井	7	4
山梨	12	3
長野	35	19
岐阜	23	12
静岡	39	22
愛知	103	39
三重	22	9

都道府県	専門医数	病理専門医 研修施設数
滋賀	16	10
京都	56	15
大阪	125	53
兵庫	68	36
奈良	23	4
和歌山	12	4
鳥取	12	5
島根	8	3
岡山	36	12
広島	30	16
山口	19	5
徳島	17	3
香川	20	10
愛媛	19	10
高知	14	5
福岡	89	31
佐賀	8	3
長崎	22	8
熊本	21	6
大分	16	3
宮崎	17	6
鹿児島	30	7
沖縄	17	8
<b>全国</b>	<b>1928</b>	<b>678</b>

# 法医解剖に関わる医師数等

日本法医学会調べ(平成19年4月26日現在)

都道府県	大学法医学教室に所属している医師数(※1)	法医認定医(※2)	死体検案認定医(※3)	都道府県	大学法医学教室に所属している医師数(※1)	法医認定医(※2)	死体検案認定医(※3)
北海道	11	5	0	滋賀	4	2	0
青森	2	3	1	京都	5	3	5
岩手	3	2	2	大阪	24	11	7
宮城	5	2	0	兵庫	15	7	6
秋田	3	3	2	奈良	2	1	0
山形	1	1	0	和歌山	2	2	0
福島	4	2	6	鳥取	1	1	0
茨城	1	1	3	島根	2	1	0
栃木	11	3	0	岡山	4	2	1
群馬	2	3	2	広島	1	2	2
埼玉	5	2	0	山口	1	1	0
千葉	4	5	0	徳島	4	1	1
東京	54	15	4	香川	6	1	1
神奈川	10	7	0	愛媛	3	0	2
新潟	4	1	0	高知	2	1	0
富山	4	2	0	福岡	10	3	1
石川	5	3	0	佐賀	2	1	0
福井	1	1	4	長崎	2	1	1
山梨	2	1	0	熊本	3	1	5
長野	3	2	6	大分	1	0	2
岐阜	3	1	6	宮崎	2	1	1
静岡	4	3	3	鹿児島	1	1	0
愛知	8	4	7	沖縄	2	1	0
三重	4	2	6				
				<b>全国</b>	<b>253</b>	<b>119</b>	<b>87</b>

※1 大学法医学教室に所属している医師数には、大学院生・研究生を含む。

※2 法医解剖および死体検案を中心とした包括的、全人的な法医学について、その知識、技能、態度の体得とその実践が、日本法医学会の目標とする資質に達していると学会が評価した者を、法医認定医として認定する。

※3 異状死の死体検案(以下死体検案という)に関する包括的、全人的な知識、技能、態度の体得とその実践が、日本法医学会の目標とする資質に達していると学会が評価した者を、死体検案認定医として認定する。